

## 医政メモ Q&A

### 医師の法的義務

**Q：医師の法律上の義務は**

**A：**皆さんがよく御存知なのが、医師の応召義務かと思えます。札幌市でも、第一回国民保護協議会が開かれ、札幌市と医師会が連携し、他国からの侵略等の緊急時の対応について話し合いが今後、進んでいくことと思われます。この中で医師の応召義務が出てきます。医師法19条1項で、「診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めてあります。ただし、これに当てはまるのは診療に従事している医師であり、個人生活上一般客としての医師、休業中の医師、診療から離れている医師は除外されています。

**Q：診療を拒否できる正当な事由とは**

**A：**診療を拒否する事由として多いのが、1) 専門外、2) 時間外、3) 過去の診療報酬不払いです。1) の場合は専門医不在であることを告げて、それでも診療を求められた場合は、応じるべきですが、緊急性のある場合は専門医受診を勧めるべきです。昭和61年の、千葉地裁での木更津診療拒否事件では、「満床を理由に転送患者を電話で拒否したのは正当であるが、救急車がそれにもかかわらず病院に乗り付けてきた場合、診察を行うスペースがあれば診療に応じるべきである。」との判決が出ています。診察は出来ますが、診療は満床の場合、継続して出来るのかという疑問が出てきますが……。2) の場合、診療可能な場合は応じるのが妥当なようです。3) の場合、一般論としては拒否すべきでないとされています。飲酒により酩酊の状態であっても、ほかに医者がいない場合、例えば無医村の場合では拒否できない可能性があります。

ます。応召義務については戦前の法律では、罰則規定がありましたが、戦後昭和23年に制定された医師法では、罰則はなくなり医師の良心に任されています。戦前の罰則を作るべきだとの声もありましたが、昭和30年の国民皆保険制度の施行により、診療行為による診療費不払いがなくなることが予想され、罰則規定の策定は消えていました。このように日本では、基本的に患者さんは拒めません。アメリカの医師会では、医師会倫理綱領で、「医師は患者を選ぶ権利がある。しかし救急処置が決定的な意味を持つ緊急時は、最善を尽くさなければならない。また医師は、一旦引き受けた患者を遺棄してはならない。医師は患者関係に入るか否かを選択する特権を有し、それに従って患者に治療を提供する責務を果たし続けなければならない。」としています。アメリカでは救急患者以外では、患者さんに対する選択権があるようです。

**Q：緊急事態での対応は**

**A：**旅客機に搭乗中、また路上で、緊急事態が生じ対応を求められた場合は積極的に対応すべきですが義務ではありません。また戦争、災害時にも出動を求められる場合がでてくると思いますが、義務化はされていません。これに関連し、経済財政諮問会議では医師法を改正しようとする動きもあります。経済財政諮問会議の狙いは、株式会社の参入によって不採算部門の、例えば小児科とか、産婦人科の切捨てが促進されるのを、医師の応召義務の明確化によって、医師の負担で解決しようとするものであり、理念はなさそうです。話を元に戻して、この緊急事態に実際に対処した場合、トラブルが生じた際は、民法698条で重大な過失以外は免責されています。

す。これは英米でも同様で、「良きサマリア人の法理」として、免責されることは認知されています。

**Q：それ以外に医師法関連で知っておくべきことは**

**A：**医師法24条では、医師は診療をした時は、診療録に遅滞なく、診療に関する事項を記載しなければならない。この診療録であって、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、そのほかの診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならないとされています。ただ医療法21条では、病院についての規定で、診療に関する諸記録は、最低2年間は保存すると決められています。この診療に関する諸記録は、病院日誌、診療日誌、処方箋、手術記

録、検査所見記録、エックス線写真、入院患者および外来患者の人数を明らかにする帳簿が含まれます。医師の診療録は医師法にのっとり5年は保存の義務があります。ただ保険医は保険医療機関及び保険医療養担当規則の9条で、保険医療機関は療養の記録、帳簿、書類を、その完結の日から3年間保存しなければならないと規定されていますので、保険診療をしている医療機関は、エックス線写真や、帳簿は3年間保存の義務があると覚えて置いてください。

知らないと損をする？医師関連法についてのQ&Aでした。

札幌市保健所医務薬事課医務係、和泉氏に、医療法、保険医療養担当規則について資料を提供していただきました。

(政策部担当理事 宮崎 誠一)